

食品の暫定規制値と基準値

- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、
より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

○放射性セシウムの基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位：ベクレル/kg)

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

2012（平成 24）年 3 月までの「暫定規制値」に適合している食品においても、健康への影響という面では安全はじゅうぶんに確保されていました。しかし、より一層食品の安全、安心を確保する観点から暫定規制値が見直されて、2012（平成 24）年 4 月 1 日より新しい「基準値」が設定されました。

暫定規制値の設定では、上限濃度に汚染された食物を 1 年間食べ続けたとした場合でも、そこから受ける追加被ばく線量が年間 5 ミリシーベルトを超えないことが根拠になっていました。新たな基準値を設定するに当たっては、上限濃度に汚染された食物を 1 年間食べ続けたとした場合でも、そこから受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルトを超えないという考え方になっています。

暫定規制値では 5 項目に分類されていた食品が新しい基準値では 4 項目に再分類されました。最も摂取頻度の高い「飲料水」については 10 ベクレル/kg と従前の 20 分の 1 という非常に厳しい数値が設定されました。また、乳幼児による摂取量が多い「牛乳」については 50 ベクレル/kg に下げられました。同時に、乳児の安全性確保の面から「乳児用食品」という新たな項目が設定され、牛乳と同じレベルの 50 ベクレル/kg とされました。それ以外の「一般食品」すべてについては 100 ベクレル/kg という値が設定されました。一般食品として全部を一括りにした背景には、個々人の食習慣の違いから来る追加被ばく線量の差を最小限にするという考えがありました。どんな食品を食べても、それらが基準値内であれば安全は確保できるという値として設定されました。

本資料への収録日：2013 年 3 月 31 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日